

しんきんレポート



2026

長岡信用金庫の現況 ディスクロージャー誌 資料編



長岡信用金庫

目次

ディスクロージャーの記載事項

※信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条準用）に基づくディスクロージャーの記載事項
（信用金庫法施行規則第 132 条等における規定）

1. 概況及び組織に関する事項

イ. 事業の組織	3
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	3
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	3
ニ. 事務所の名称及び所在地	4
ホ. 代理業者に関する事項	(該当ありません)

2. 主要な事業の内容

3. 主要な事業に関する事項

イ. 直近の事業年度における事業の概況	6
ロ. 直近の 5 事業年度における主要な事業の状況を示す指標	6
（1）経常収益	
（2）経常利益又は経常損失	
（3）当期純利益又は当期純損失	
（4）出資総額及び出資総口数	
（5）純資産額	
（6）総資産額	
（7）預金積金残高	
（8）貸出金残高	
（9）有価証券残高	
（10）単体自己資本比率	
（11）出資に対する配当金	
（12）職員数	
ハ. 直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標	
（1）主要な業務の状況を示す指標	
● 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約益を除く。）	7
● 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	7
● 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	7
● 受取利息及び支払利息の増減	8
● 総資産経常利益率	8
● 総資産当期純利益率	8
（2）預金に関する指標	
● 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	8
● 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	8
（3）貸出金に関する指標	
● 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	9
● 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	9
● 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	9
● 使途別の貸出金残高	9
● 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	10
● 預貸率の期末値及び期中平均値	10
（4）有価証券に関する指標	
● 商品有価証券の種類別の平均残高	11
● 有価証券の種類別の残存期間別の残高	11
● 有価証券の種類別の平均残高	11
● 預証率の期末値及び期中平均値	11

4. 事業の運営に関する事項

イ. リスク管理の体制	12
ロ. 法令遵守の体制	12～13
ハ. マネー・ローダリング・テロ資金供与・拡散金融対策	13
ニ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14
※ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	14
ホ. 金融 A D R 制度への対応	15～16

5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	17～24
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び（１）から（４）までに掲げるものの合計額	25
（１）破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
（２）危険債権	
（３）三月以上延滞債権（貸出金のみ）	
（４）貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
（５）正常債権	
ハ. 自己資本の充実の状況	
（１）定性的な開示事項	26～28
（２）自己資本の構成に関する開示事項	29
（３）定量的な開示事項	30～44
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
（１）有価証券	45
（２）金銭の信託	46
（３）第102条第1項第5号に掲げる取引	46
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	46
ヘ. 貸出金償却の額	46
ト. 会計監査人による監査を受けている旨	46
※ 確認書（直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認）	46

6. 報酬等の状況 47

7. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容（該当ありません）

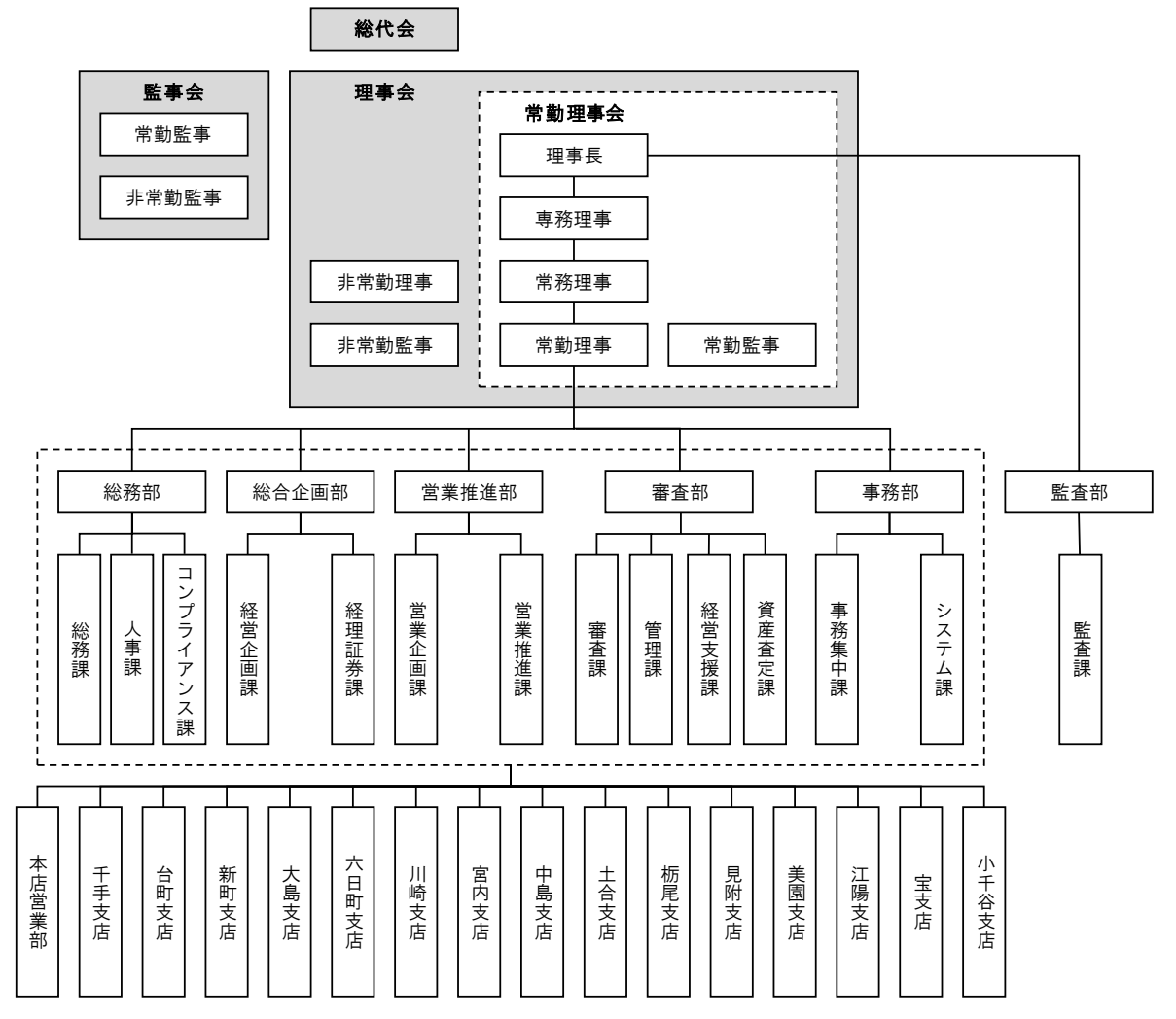
主な商品・手数料 48～51

長岡信用金庫のあゆみ 52

1. 概況及び組織に関する事項

イ. 事業の組織

事業の組織図（令和8年6月末現在）



ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名

役員一覧（令和8年6月末現在）

理事長	山田 敬司	
専務理事	本田 直利	
常務理事	日山 貴史	総務部長
理事	佐野 文彦	審査部長
理事	伊東 心	本店営業部長 兼 中島支店長
理事	河田 大介	営業推進部長
理事（非常勤）	安藤 栄治（注）1	
理事（非常勤）	山田 康博（注）1	
監事	本田 直司	
監事（非常勤）	江畑 正人（注）2	
監事（非常勤）	宮内 竜一	

（注）1. 理事 安藤 栄治、山田 康博は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

（注）2. 監事 江畑 正人は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

ハ. 会計監査人の氏名又は名称

（令和8年6月末現在）

会計監査人の名称	五十嵐朗公認会計士事務所 公認会計士 五十嵐 朗 氏
	竹内達也公認会計士事務所 公認会計士 竹内 達也 氏

二. 事務所の名称及び所在地

店舗一覧（令和 8 年 6 月末現在）

本店営業部	長岡市大手通 2 丁目 4 番地 7	0258 (36) 4343
中島支店		
千手支店	長岡市千手 2 丁目 1 番 7 号	0258 (35) 0420
台町支店	長岡市台町 1 丁目 3 番 7 号	0258 (32) 5480
新町支店	長岡市新町 2 丁目 1 番 15 号	0258 (32) 6460
大島支店	長岡市大島本町 3 丁目 12 番地 11	0258 (27) 0111
川崎支店	長岡市干場 1 丁目 2 番 9 号	0258 (35) 2441
宮内支店	長岡市宮内 3 丁目 8 番 6 号	0258 (35) 3141
土合支店	長岡市住吉 2 丁目 1 番 27 号	0258 (36) 1037
栃尾支店	長岡市谷内 2 丁目 3 番 26 号	0258 (52) 1122
美園支店	長岡市美園 1 丁目 2 番 1 号	0258 (36) 8111
江陽支店	長岡市下柳 2 丁目 7 番 24 号	0258 (28) 1771
宝支店	長岡市宝 3 丁目 1 番地 7	0258 (21) 2200
六日町支店	南魚沼市六日町 794 番地 4	025 (772) 4100
見附支店	見附市新町 2 丁目 3 番 23 号	0258 (62) 5111
小千谷支店	小千谷市城内 2 丁目 9 番 4 号	0258 (81) 1000

営業地区

長岡市、小千谷市、十日町市（ただし旧松代町、旧松之山町を除く）、柏崎市（ただし大字上輪、大字高畔、大字蕨野、旧高柳町を除く）、見附市、三条市、燕市、三島郡、刈羽郡、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡、中魚沼郡
--

2. 主要な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。(6)において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって金銭債権（民法（明治29年法律第89号）第3編第1章第7節第1款に規定する指図証券、同節第2款に規定する記名式所持人払証券、同節第3款に規定するその他の記名証券及び同節第4款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権を除く。以下（6）において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下（6）において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券（以下「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
 - (7) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人福祉医療機構
年金積立金管理運用独立行政法人
東日本建設業保証株式会社
一般社団法人しんきん保証基金
財団法人研究開発型企業育成センター
一般財団法人建設業振興基金
日本銀行
一般社団法人全国石油協会
公益財団法人不動産流通推進センター
 - (9) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る）
イ. 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (10) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る）信金中央金庫
 - (11) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (12) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (13) 振替業
 - (14) 両替
 - (15) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (16) 金融等デリバティブ取引（(5)および(15)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (17) ファイナンス・リース取引の媒介（会員又はこれに準ずる者として信用金庫法施行規則で定めるもののためにするものに限る。）
 - (18) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
 - (19) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (4) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (5) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集

3. 主要な事業に関する事項

イ. 直近の事業年度における事業の概況

令和7年度は、日本銀行による物価上昇と賃金の伸びが確認されたことより、政策金利は0.25%引き上げにより0.75%となり「金利ある世界」が加速されました。賃金の伸びが物価上昇に追い付かない状況が続いていましたが、ガソリン・光熱費の価格低下により、ようやく実質賃金がプラスとなり、個人消費増加と政府による経済対策効果で成長が期待されていました。ところが3月に米国・イスラエルのイランへの攻撃による諸物価の上昇、実質賃金のマイナスと世界各地での不確実性が高まることより景気減速も予想されます。

さらに国内では人口減少・高齢化等の構造的な問題と人手不足により、地域経済においては引き続き厳しい環境に置かれた事業所も多くあります。こうした状況下、当金庫は地域経済の要として事業者を支えることを通じて取引先が抱えている課題を的確にとらえて付加価値の高い支援を提供して来ました。

業績面では年度末預金残高2,205億円（前期比3億円増加）、貸出金残高895億円（前期比5億円増加）となりました。

一方、収益面では市場金利が大幅に上昇し、保有有価証券に対し28億円の大幅な損失処理（ロスカット）を実施したことから当期純損失2,319百万円の赤字決算となり、物価高騰や国の財政不安等による急激な国債市場の反応とは申せ、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げる次第であります。

なお、金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率は国内基準4%を大きく上回る12.92%となっておりますし、今期の損失処理は来期以降の収益安定化につながるものと考えています。

ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

（1）経常収益、（2）経常利益又は経常損失、（3）当期純利益又は当期純損失、（4）出資総額及び出資総口数、（5）純資産額、（6）総資産額、（7）預金積金残高、（8）貸出金残高、（9）有価証券残高、（10）単体自己資本比率、（11）出資に対する配当金、（12）職員数

最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
経常収益（千円）	2,509,751	2,575,425	2,753,865	2,771,297	3,149,336
経常利益（又は経常損失（△））（千円）	303,571	393,173	379,555	312,465	△ 2,210,590
当期純利益（又は当期純損失（△））（千円）	208,698	318,068	327,295	235,802	△ 2,319,601
出資総額（百万円）	543	542	540	542	541
出資総口数（千口）	1,087	1,085	1,080	1,084	1,082
純資産額（百万円）	11,919	9,462	9,294	5,432	2,324
総資産額（百万円）	246,572	232,762	231,497	229,091	223,648
預金積金残高（百万円）	218,856	219,687	218,601	220,241	220,574
貸出金残高（百万円）	89,861	90,580	89,535	88,956	89,507
有価証券残高（百万円）	102,015	97,777	97,107	91,506	76,615
単体自己資本比率（％）	14.52	15.36	15.43	15.86	12.92
出資に対する配当金（出資1口当たり）（円）	10	10	10	10	10
役員数（人）	11	11	11	11	11
うち常勤役員数（人）	7	7	7	7	7
職員数（人）	162	161	162	168	167
会員数（人）	17,055	16,774	16,405	16,066	15,666

ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

- 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
- 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支

業務粗利益（単位：千円、％）

	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	2,298,896	2,275,970
資金運用収益	2,446,071	2,705,399
資金調達費用	147,174	429,428
役務取引等収支	28,497	49,601
役務取引等収益	194,573	214,050
役務取引等費用	166,076	164,448
その他の業務収支	△ 131,561	△ 2,805,881
その他業務収益	18,453	29,384
その他業務費用	150,015	2,835,266
業務粗利益	2,195,832	△ 480,309
業務粗利益率	0.93	△ 0.20

（注）1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（令和6年度一千円、令和7年度一千円）を控除して表示しております。

（注）2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度
業務純益	353,802	△ 2,358,417
実質業務純益	353,802	△ 2,358,417
コア業務純益	501,536	474,178
コア業務純益 （投資信託解約損益を除く。）	497,149	464,128

（注）1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

（注）2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

（注）3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

● 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや

資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（％）	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	235,929	235,765	2,446,071	2,705,399	1.03	1.14
うち貸出金	88,902	89,177	1,289,044	1,409,984	1.45	1.58
うち預け金	36,240	38,518	143,815	213,178	0.39	0.55
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	101,669	97,481	938,330	973,496	0.92	0.99
資金調達勘定	226,318	226,469	147,174	429,428	0.06	0.18
うち預金積金	226,109	226,386	146,526	428,999	0.06	0.18
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	123	7	224	52	0.18	0.74

（注）1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和6年度112百万円、令和7年度25百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（令和6年度一百万円、令和7年度一百万円）及び利息（令和6年度一千円、令和7年度一千円）を、それぞれ控除して表示しております。

利鞘（単位：％）

	令和6年度	令和7年度
資金運用利回	1.03	1.14
資金調達原価率	0.87	1.01
総資金利鞘	0.16	0.13

● 受取利息及び支払利息の増減

受取・支払利息の増減（単位：千円）

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 4,650	101,734	97,084	△ 1,700	261,028	259,328
うち貸出金	3,939	△ 8,040	△ 4,101	3,987	116,953	120,940
うち預け金	△ 443	35,230	34,787	9,040	60,323	69,363
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△ 17,035	75,807	58,772	△ 38,652	73,818	35,166
支払利息	△ 18	119,393	119,375	98	282,156	282,254
うち預金積金	11	119,164	119,175	179	282,294	282,473
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 6	221	215	△ 211	39	△ 172

（注）1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含める方法によって算出しております。

● 総資産経常利益率

● 総資産当期純利益率

利益率（単位：％）

	令和 6 年度	令和 7 年度
総資産経常利益率	0.13	△ 0.92
総資産当期純利益率	0.09	△ 0.96

（注）1. 総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

（２）預金に関する指標

● 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

預金積金及び譲渡性預金平均残高（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
流動性預金	101,333	102,521
うち有利息預金	88,939	90,940
定期性預金	124,177	123,236
うち固定金利定期預金	116,141	115,849
うち変動金利定期預金	29	26
その他	598	629
計	226,109	226,386
譲渡性預金	—	—
合計	226,109	226,386

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

（注）2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

● 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

定期預金残高（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
定期預金	112,808	111,597
固定金利定期預金	112,779	111,572
変動金利定期預金	28	25
その他	—	—

(3) 貸出金に関する指標

● 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

貸出金平均残高（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
手形貸付	5,969	4,842
証書貸付	77,614	79,280
当座貸越	4,889	4,795
割引手形	428	258
合計	88,902	89,177

● 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

貸出金残高（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
貸出金	88,956	89,507
固定金利	42,232	39,352
変動金利	46,724	50,154

● 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
当金庫預金積金	2,014	1,858
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	22,218	22,022
その他	9	10
計	24,242	23,891
信用保証協会・信用保険	28,962	29,287
保証	3,354	2,944
信用	32,396	33,383
合計	88,956	89,507

債務保証見返の担保別内訳（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
当金庫預金積金	8	7
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
計	8	7
信用保証協会・信用保険	17	—
保証	—	—
信用	39	26
合計	65	33

● 使途別の貸出金残高

貸出金使途別残高（単位：百万円、％）

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	23,827	26.7	25,339	28.3
運転資金	41,519	46.6	41,330	46.1
住宅ローン	19,456	21.8	18,938	21.1
消費者ローン	4,151	4.6	3,898	4.3
合計	88,956	100.0	89,507	100.0

● 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

貸出金業種別内訳（単位：先、百万円、％）

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	342	9,767	10.9	332	9,136	10.2
農業、林業	6	26	0.0	6	19	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	5	249	0.2	5	486	0.5
建設業	394	7,480	8.4	388	6,920	7.7
電気、ガス、熱供給、水道業	4	94	0.1	4	83	0.0
情報通信業	11	170	0.1	15	168	0.1
運輸業、郵便業	25	1,958	2.2	25	2,310	2.5
卸売業、小売業	276	4,405	4.9	274	4,584	5.1
金融業、保険業	18	11,482	12.9	17	11,478	12.8
不動産業	312	16,568	18.6	343	15,975	17.8
物品賃貸業	2	72	0.0	3	89	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	29	617	0.6	29	872	0.9
宿泊業	9	494	0.5	9	449	0.5
飲食業	127	1,312	1.4	121	1,348	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	97	930	1.0	102	936	1.0
教育、学習支援業	5	100	0.1	5	62	0.0
医療、福祉	26	1,433	1.6	27	1,587	1.7
その他のサービス	161	1,872	2.1	158	1,852	2.0
小計	1,849	59,036	66.3	1,863	58,363	65.2
国・地方公共団体等	5	6,311	7.0	5	8,306	9.2
個人	4,238	23,608	26.5	4,021	22,837	25.5
合計	6,092	88,956	100.0	5,889	89,507	100.0

（注） 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 預貸率の期末値及び期中平均値

預貸率（単位：％）

	令和 6 年度	令和 7 年度
期末預貸率	40.39	40.57
期中平均預貸率	39.31	39.39

（注） 1. 預貸率＝貸出金／（預金積金＋譲渡性預金）×100

(4) 有価証券に関する指標

● 商品有価証券の種類別の平均残高（該当ありません）

● 有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和 6 年度（単位：百万円）

	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	481	5,028	—	5,509
地方債	565	—	1,783	2,767	4,330	3,319	—	12,765
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,638	4,064	5,358	9,041	7,361	14,110	—	41,574
株式	—	—	—	—	—	—	329	329
外国証券	2,498	3,068	5,344	2,300	3,158	11,970	1,430	29,771
その他の証券	—	191	806	—	294	13	249	1,555

令和 7 年度（単位：百万円）

	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	—	—	1,379	3,327	—	4,706
地方債	—	148	2,868	1,430	4,171	838	—	9,456
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,398	3,457	8,373	5,268	7,021	9,639	—	35,158
株式	—	—	—	—	—	—	487	487
外国証券	1,096	5,475	2,547	3,516	2,867	8,909	1,487	25,902
その他の証券	—	285	354	18	—	—	245	903

● 有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
国債	6,548	7,468
地方債	15,168	12,723
短期社債	—	—
社債	44,589	44,912
株式	125	125
外国証券	33,422	31,206
その他の証券	1,815	1,044
合計	101,669	97,481

● 預証率の期末値及び期中平均値

預証率（単位：％）

	令和 6 年度	令和 7 年度
期末預証率	41.54	34.73
期中平均預証率	44.96	43.05

（注）1. 預証率＝有価証券／（預金積金＋譲渡性預金）×100

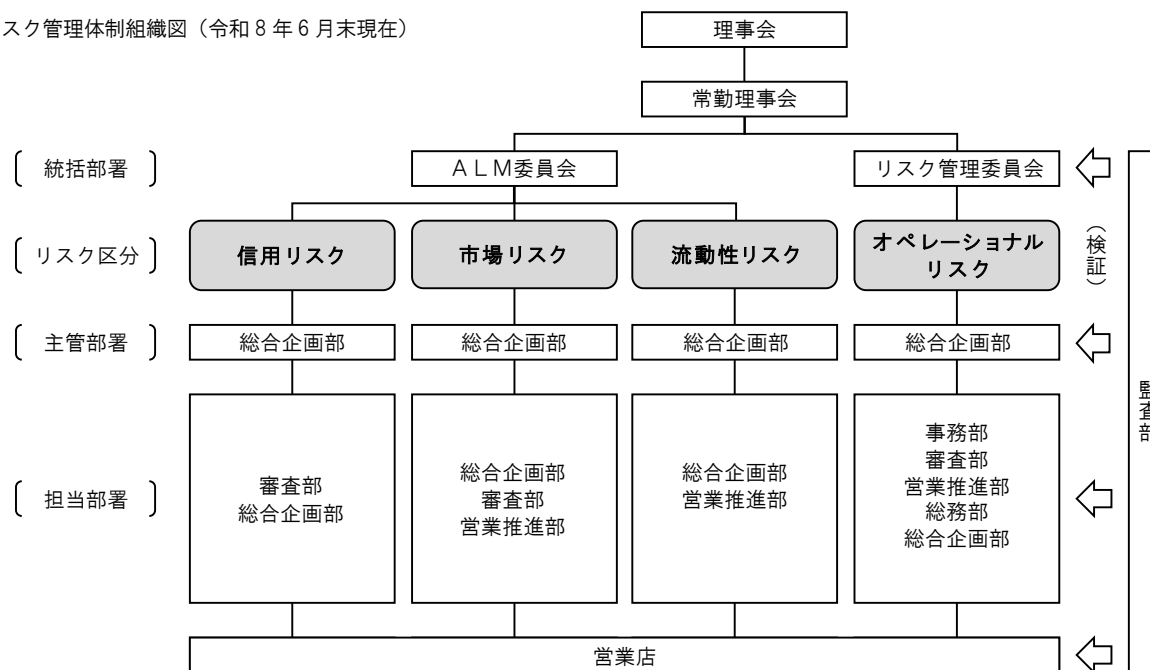
4. 事業の運営に関する事項

イ. リスク管理の体制

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、多岐にわたる様々なリスクの把握と適切な管理を通じて、経営の健全性確保と収益の向上を図っています。

当金庫のリスク管理体制は、理事会を最終意思決定機関、ALM委員会とリスク管理委員会をリスク管理統括部署として位置づけ、リスクごとに担当部署が管理要領等を制定し、常時リスクの把握、管理に努めているとともに、監査部がリスク管理状況の検証を実施し、金庫全体のリスク管理の高度化に努めております。

リスク管理体制組織図（令和8年6月末現在）



- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。
- 市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。
- 流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
- オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

ロ. 法令遵守の体制

コンプライアンス（法令等遵守）について

金融機関にとって地域の皆様から信頼され信用を維持して行くことがもっとも大切なことであり、当金庫も信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を果たすため法令等遵守（コンプライアンス）を経営上、最重要課題の一つとして位置付け役職員一人ひとりが自覚と責任を持って取り組んでおります。

営業店、本部各部にコンプライアンス責任者を配置し、具体的な手引書および行動指針として「コンプライアンスの手引き」を全員に配付し、指導、啓蒙に努めております。

今後も、すでに導入済みの「コンプライアンス検定試験」および定期的な研修会を一層充実させ、コンプライアンス重視の企業風土の醸成と業務運営に努力していく所存であります。

コンプライアンス基本方針について

当金庫は、高い公共性と地域社会への貢献を使命としています。この使命を果たしていくため、倫理性の堅持と法令等の遵守、地域社会への貢献や顧客本位の業務運営、働きやすい職場環境の醸成を目指し、下記の方針をもとに、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、役職員一人ひとりが、自覚と責任をもって取り組んでまいります。

コンプライアンス基本方針

1. 役職員は、信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営に努めます。
2. 役職員は、あらゆる法令・規則・規範を厳格に遵守し、かりにも社会の批判を受けることのないよう、適正な業務運営に努めます。
3. 役職員は、顧客本位の業務運営を通じて、質の高い金融サービス等の提供に努めます。
4. 役職員は、経営等の情報の積極的、公正な開示をはじめとして、広く地域社会とコミュニケーションを図り、ステークホルダーの声を受けとめ、信頼を確保し、自らの価値向上を図ります。
5. 役職員は、全ての人々の人権を尊重し、健全で風通しの良い職場環境の確保に努めます。
6. 役職員は、反社会的勢力に対して断固としてこれを排除し、関係遮断を徹底します。また、マネロン対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

ハ. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、事務部を統括部署、事務部担当役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

長岡信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

① 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理体制を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

② 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

③ リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価書（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特定をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

④ 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

⑤ 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

⑥ 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

⑦ 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

⑧ 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

⑨ 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

二. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

創業・新規事業開拓の支援

① 創業・新事業支援融資実績（令和 7 年度中） 33 件、185 百万円

成長段階における支援

① ビジネスマッチングの取組み（令和 7 年度中）

新潟県しんきん個別商談会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和 7 年 9 月開催、お取引先 7 社参加

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善支援等の取組み実績（令和 7 年度中）

【令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月】（単位：先数、％）

	期初債務 者数 A	うち経営 改善支援 取組み先 数				経営改善 支援取組 み率 α / A	ランクア ップ率 β / α	再生計画 策定率 δ / α
		α	α のうち 期末に債 務者区分 がランク アップし た先数 β	α のうち 期末に債 務者区分 が変化し なかった 先数 γ	α のうち 再生計画 を策定し ている全 ての先数 δ			
①正常先	1,396	0		0	0	0.0%		-
②要注意先（うちその他要注意先）	243	15	1	13	10	6.1%	6.6%	66.6%
③要注意先（うち要管理先）	2	1	0	1	1	50.0%	0.0%	100.0%
④破綻懸念先	68	7	0	7	6	10.2%	0.0%	85.7%
⑤実質破綻先	30	2	0	2	1	6.6%	0.0%	50.0%
⑥破綻先	2	0	0	0	0	0.0%	-	-
小計（②～⑥の計）	345	25	1	23	18	7.2%	4.0%	72.0%
合計	1,741	25	1	23	18	1.4%	4.0%	72.0%

地域活性化に関する取組状況

当金庫は、地域活性化に資するため、「長岡しんきん地域振興基金」事業など様々な地域貢献活動に取り組んでいます。

※ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和 7 年度
新規に無保証で融資した件数	406 件
新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資の割合	34.4%
保証契約を解除した件数	26 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	5 件

ホ. 金融ADR制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部コンプライアンス課で受け付けています。

- ① 苦情等のお申し出があった場合、申し出内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ② 事実関係を把握したうえで、営業店・関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③ 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底して再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は、営業店または次の担当部署へお申し出下さい。

	長岡信用金庫 総務部コンプライアンス課
住所	〒940-8660 新潟県長岡市大手通 2 丁目 4 番地 7
電話番号	0258-37-5430
FAX番号	0258-35-2445
Eメール	shinkin@nagaoka-shinkin.com
受付時間	9：00～17：00（信用金庫営業日）
受付媒体	電話、手紙、面談、FAX、Eメール

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- ④ 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人関東信用金庫協会が運営する「関東地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部コンプライアンス課にご相談ください。

	全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）	関東地区しんきん相談所 （一般社団法人関東信用金庫協会）
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	〒104-0031 東京都中央区京橋 3-8-1
電話番号	03-3517-5825	03-5524-5671
受付日 時間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

- ⑤ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等並びに新潟県弁護士会が設置運営する示談あっせんセンターで紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部コンプライアンス課または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名称	東京三弁護士会			新潟県弁護士会
	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター	新潟県弁護士会示談あっせんセンター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒951-8126 新潟市中央区学校町通 1-1
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	025-222-5533
受付日 時間	月～金 （祝日、年末年始を除く） 9：30～12：00 13：00～16：00	月～金 （祝日、年末年始を除く） 10：00～12：00 13：00～16：00	月～金 （祝日、年末年始を除く） 9：30～12：00 13：00～17：00	月～金 （祝日、年末年始を除く） 9：00～12：00 13：00～17：00

- ⑥ 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部コンプライアンス課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

（１）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客様は、新潟県弁護士会の示談あっせんセンター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

（２）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、新潟県弁護士会の示談あっせんセンター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

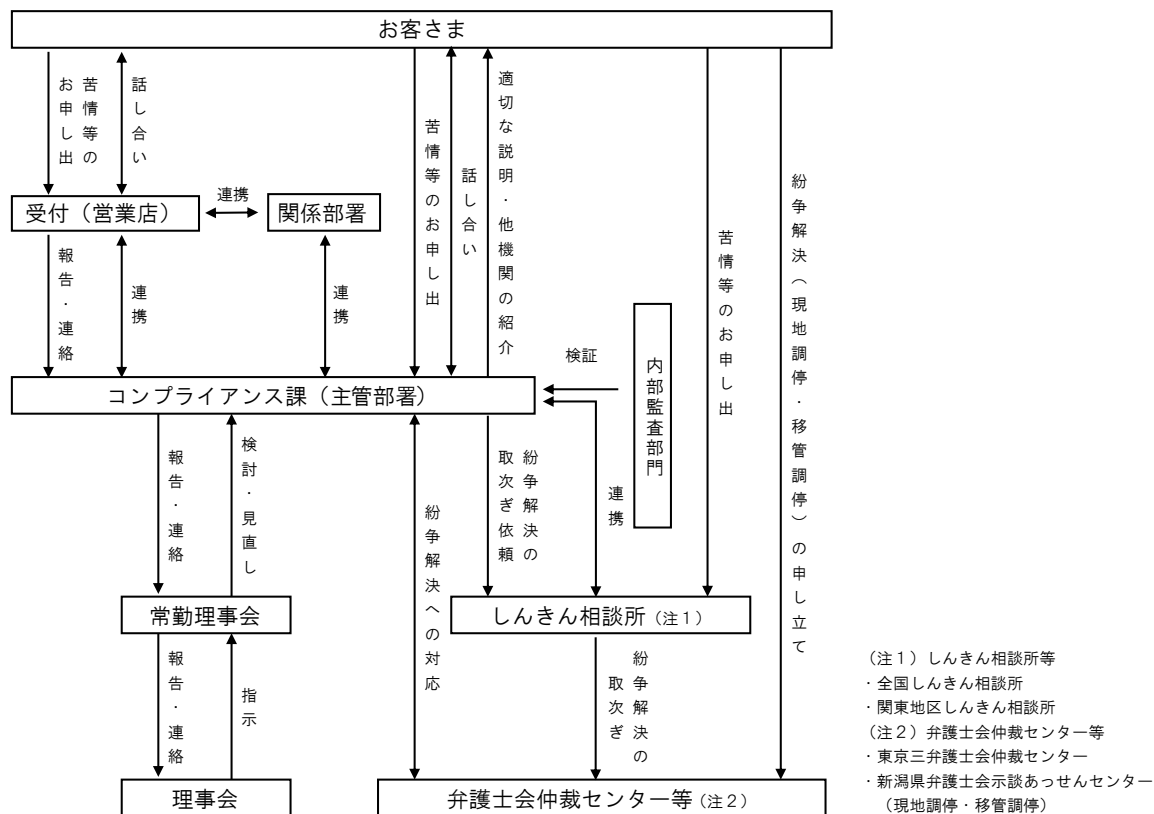
- ⑦ 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- （１）営業店および各部署に責任者をとおくとともに、総務部コンプライアンス課がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- （２）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部コンプライアンス課が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- （３）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を営業店および総務部コンプライアンス課から行います。

- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要の措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

苦情等への取組体制



5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

●貸借対照表（単位：百万円）

科目	令和6年度 令和7年3月31日 現在	令和7年度 令和8年3月31日 現在	科目	令和6年度 令和7年3月31日 現在	令和7年度 令和8年3月31日 現在
（資産の部）			（負債の部）		
現金	2,422	2,633	預金積金	220,241	220,574
預け金	35,192	41,633	当座預金	4,039	3,703
買入金銭債権	8,018	10,247	普通預金	93,773	95,662
有価証券	91,506	76,615	貯蓄預金	660	688
国債	5,509	4,706	通知預金	-	8
地方債	12,765	9,456	定期預金	112,808	111,597
社債	41,574	35,158	定期積金	7,647	7,519
株式	329	487	その他の預金	1,313	1,393
その他の証券	31,327	26,805	借入金	2,700	-
貸出金	88,956	89,507	借入金	700	-
割引手形	275	99	当座借越	2,000	-
手形貸付	5,591	3,567	その他負債	432	525
証書貸付	77,779	80,597	未決済為替借	21	16
当座貸越	5,309	5,243	未払費用	125	264
その他資産	1,659	1,720	給付補填備金	3	6
未決済為替貸	18	12	未払法人税等	60	1
信金中金出資金	1,240	1,240	前受収益	69	55
前払費用	0	-	払戻未済金	2	2
未収収益	366	413	払戻未済持分	0	1
金融派生商品	-	2	職員預り金	78	68
その他の資産	33	51	資産除去債務	21	21
有形固定資産	1,717	1,401	その他の負債	47	87
建物	526	442	賞与引当金	61	60
土地	997	765	役員退職慰労引当金	89	64
建設仮勘定	-	3	睡眠預金払戻損失引当金	16	14
その他の有形固定資産	193	190	偶発損失引当金	51	50
無形固定資産	17	30	債務保証	65	33
ソフトウェア	12	25	負債の部合計	223,658	221,323
その他の無形固定資産	5	5	（純資産の部）		
前払年金費用	17	32	出資金	542	541
繰延税金資産	303	405	普通出資金	542	541
債務保証見返	65	33	利益剰余金	12,871	10,541
貸倒引当金	△ 785	△ 613	利益準備金	540	542
（うち個別貸倒引当金）	（△ 729）	（△ 570）	その他利益剰余金	12,331	9,999
			特別積立金	11,800	12,100
			（地域振興基金積立金）	（300）	（300）
			当期末処分剰余金又は 当期末処理損失金（△）	531	△ 2,100
			処分未済持分	△ 0	-
			会員勘定合計	13,413	11,082
			その他有価証券評価差額金	△ 7,981	△ 8,757
			評価・換算差額等合計	△ 7,981	△ 8,757
			純資産の部合計	5,432	2,324
資産の部合計	229,091	223,648	負債及び純資産の部合計	229,091	223,648

注記事項（貸借対照表関係）

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - ・建物 7年～39年
 - ・その他 3年～30年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、審査部が二次査定を行い、当該各部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は208百万円であります。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- ・数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,796,855 百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746 百万円 |
| 差引額 | △ 31,890 百万円 |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月31日現在） | 0.1876 % |
| ③ 補足説明 | |
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円及び別途積立金 95,415 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金33百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
12. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 613 百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 繰延税金資産 405 百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 有形固定資産 1,401 百万円
- 有形固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。有形固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについて一定の仮定を設定しております。この仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、減損損失及び有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 32 百万円

15. 有形固定資産の減価償却累計額 2,667 百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額 23 百万円
17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 357 百万円 |
| 危険債権額 | 3,280 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | - 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 179 百万円 |
| 合計額 | 3,817 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は99百万円であります。
19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|------|-----------------------------|
| 預け金 | 4,000 百万円（借用金担保） |
| 有価証券 | 6,508 百万円（借用金担保及び歳入代理店共通担保） |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-----|-------|
| 借用金 | - 百万円 |
|-----|-------|
- 上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金6,000百万円を、公金取扱等の担保として保証金1百万円を差し入れております。
20. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は190百万円であります。
21. 出資1口当たりの純資産額 2,147 円 25 銭
22. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、融資規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会等の監督の下、資金運用基準、資金運用限度率基準に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会等及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、6,676百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「買入金銭債権」、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間252日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和8年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で5,585百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

2.3. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	41,633	39,052	△ 2,581
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,620	3,331	△ 289
其他有価証券	72,495	72,495	—
(3) 貸出金 (*1)	89,507		
貸倒引当金 (*2)	△ 570		
	88,937	87,188	△ 1,749
金融資産計	202,756	198,137	△ 4,619
(1) 預金積金 (*1)	220,574	219,387	△ 1,186
(2) 借入金 (*1)	—	—	—
金融負債計	220,574	219,387	△ 1,186

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（国債金利）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自金庫保証付私募債は、直近の自己査定規程における「債務者区分」にスプレッドを対応させ算出した結果を時価に代わる金額として記載しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については24. から26. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（国債金利）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（国債金利）を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（国債金利）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	15
組合出資金（＊2）	484
合計	499

（＊1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2.4. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,430	2,195	△ 235
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	190	180	△ 9
	その他	1,000	955	△ 44
	小計	3,620	3,331	△ 289
合計		3,620	3,331	△ 289

その他有価証券（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	472	108	364
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	870	854	15
	小計	1,342	963	379
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	46,701	52,532	△ 5,830
	国債	2,276	2,702	△ 426
	地方債	9,456	10,496	△ 1,039
	短期社債	—	—	—
	社債	34,968	39,333	△ 4,364
	その他	24,450	27,823	△ 3,372
	小計	71,152	80,355	△ 9,203
合計		72,495	81,319	△ 8,823

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	2	1	—
債券	8,003	—	△ 2,231
国債	2,822	—	△ 981
地方債	2,244	—	△ 478
短期社債	—	—	—
社債	2,936	—	△ 772
その他	1,198	—	△ 601
合計	9,204	1	△ 2,832

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は、以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価に対して、50%以上下落した銘柄。
- ・時価が取得原価に対して、30%以上50%未満下落し、時価の推移や格付が一定水準以下の銘柄。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,474百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが6,175百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金・償却	221 百万円
減価償却	18
減損損失	126
有価証券償却	23
賞与引当金	17
役員退職慰労引当金	18
税務上の繰越欠損金（注1）	743
その他	37
その他有価証券評価差額金	2,506
繰延税金資産小計	3,711
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 517
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△ 2,779
評価性引当額小計	△ 3,296
繰延税金資産合計	415
繰延税金負債	
退職給付引当金	9
その他有価証券評価差額金	0
繰延税金負債合計	9
繰延税金資産の純額	405

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（令和8年3月31日）（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 （※1）	—	—	—	—	—	743	743
評価性引当額	—	—	—	—	—	517	517
繰延税金資産	—	—	—	—	—	226	226 （※2）

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※2）税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから、一部を回収可能と判断しております。

●損益計算書（単位：千円）

科目	令和 6 年度	令和 7 年度
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
経常収益	2,771,297	3,149,336
資金運用収益	2,446,071	2,705,399
貸出金利息	1,289,044	1,409,984
預け金利息	143,815	213,178
有価証券利息配当金	938,330	973,496
その他の受入利息	74,880	108,739
役務取引等収益	194,573	214,050
受入為替手数料	78,888	78,585
その他の役務収益	115,685	135,464
その他業務収益	18,453	29,384
国債等債券売却益	1,949	-
金融派生商品収益	-	2,299
その他の業務収益	16,504	27,085
その他経常収益	112,199	200,502
貸倒引当金戻入益	39,980	171,765
償却債権取立益	71,113	20,559
株式等売却益	-	1,226
その他の経常収益	1,105	6,950
経常費用	2,458,832	5,359,926
資金調達費用	147,174	429,428
預金利息	144,254	423,369
給付補填備金繰入額	2,271	5,630
借用金利息	224	52
その他の支払利息	423	376
役務取引等費用	166,076	164,448
支払為替手数料	15,907	15,740
その他の役務費用	150,169	148,707
その他業務費用	150,015	2,835,266
国債等債券売却損	149,683	2,773,235
国債等債券償還損	-	59,360
金融派生商品費用	-	885
その他の業務費用	331	1,784
経費	1,841,674	1,888,355
人件費	1,243,371	1,286,472
物件費	536,575	540,360
税金	61,727	61,522
その他経常費用	153,891	42,427
貸出金償却	108,563	21,920
株式等償却	-	227
その他の経常費用	45,327	20,278
経常利益又は経常損失（△）	312,465	△ 2,210,590
特別利益	141	556
固定資産処分益	141	21
その他の特別利益	-	535
特別損失	4,794	279,339
固定資産処分損	4,794	8,403
減損損失	-	270,936
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	307,812	△ 2,489,372
法人税、住民税及び事業税	79,407	1,000
法人税等調整額	△ 7,398	△ 170,771
法人税等合計	72,009	△ 169,771
当期純利益又は当期純損失（△）	235,802	△ 2,319,601
繰越金（当期首残高）	295,432	218,703
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金（△）	531,235	△ 2,100,898

注記事項（損益計算書関係）

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資 1 口当りの当期純損失金額 △2,142 円 19 銭
- 「その他の経常収益」には、睡眠預金時効解約 5,500 千円、偶発債務引当金戻入超過 1,449 千円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、保証協会負担金未払金今期計上分 19,415 千円を含んでおります。

5. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	用途	資産の種類	減損損失額（千円）
長岡市内	本部・営業店	土地	208,349
		建物	59,876
		その他の有形固定資産	2,709

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店をグルーピングの最小単位としております。本部については共有資産としていましたが、現資産の使用状況を勘案し、当該資産の異なる用途への変更計画の立案に伴い、同一物件内の営業店とグルーピングしております。当該資産については、帳簿価額を使用価値まで減額し、減少額 270,936 千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の計測に使用した回収可能性価額は使用価値であり、割引率は 0.91% で測定しています。

●剰余金処分計算書（単位：千円）

科目	令和 6 年度	令和 7 年度
	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金（△）	531,235	△ 2,100,898
積立金取崩額	-	2,200,897
特別積立金取崩額	-	2,200,000
利益準備金取崩額	-	897
剰余金処分別	312,532	10,804
利益準備金	1,702	-
普通出資に対する配当金	10,830 (年 2%)	10,804 (年 2%)
特別積立金	300,000	-
繰越金（当期末残高）	218,703	89,194

ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び（１）から（４）までに掲げるものの合計額

- （１）破産更生債権及びこれらに準ずる債権
（２）危険債権
（３）三月以上延滞債権（貸出金のみ）
（４）貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
（５）正常債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況（単位：百万円、％）

区分		開示残高 (a)	保全額		保全率 (b)/(a)	引当率 d/(a-c)
			担保・保証 等による回 収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和６年度	263	263	239	23	100.00
	令和７年度	357	357	332	25	100.01
危険債権	令和６年度	3,488	3,326	2,620	706	95.35
	令和７年度	3,280	3,073	2,528	544	93.68
要管理債権	令和６年度	331	337	329	8	102.06
	令和７年度	179	171	170	0	95.58
三月以上延滞債権	令和６年度	-	-	-	-	-
	令和７年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和６年度	331	337	329	8	102.06
	令和７年度	179	171	170	0	95.58
小計（Ａ）	令和６年度	4,083	3,928	3,189	738	96.20
	令和７年度	3,817	3,602	3,031	570	94.36
正常債権（Ｂ）	令和６年度	85,003				
	令和７年度	85,791				
総与信残高 （Ａ）＋（Ｂ）	令和６年度	89,086				
	令和７年度	89,609				

- （注）１．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- （注）２．「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- （注）３．「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- （注）４．「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- （注）５．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- （注）６．「正常債権」（Ｂ）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- （注）７．「担保・保証等による回収見込額」（c）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- （注）８．「貸倒引当金」（d）には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- （注）９．「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

不良債権比率（単位：％）

不良債権比率	令和６年度	4.58
	令和７年度	4.26

ハ. 自己資本の充実の状況

(1) 定性的な開示事項

● 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	長岡信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	541 百万円
配当率	年 2.00%
償還期限	—

● 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である 4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャー（リスクに晒されている資産。貸出金、有価証券など。）が一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。一方、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実効性の高いものであります。

● 信用リスクに関する次に掲げる事項（証券化エクスポージャーを除く）

① リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しております。以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会や A L M 委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。貸倒引当金は、「資産自己査定規程」及び「償却・引当金計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

② リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4 つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。「株式会社格付投資情報センター」、「株式会社日本格付研究所」、「ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク」、「スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス」ただし、株式投資信託については、上記 4 機関のほか「フィッチ・レーティングス・リミテッド」を加え 5 つの機関を採用しております。

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続については、当金庫が定める「融資規程」や「担保評価基準取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ新潟県信用保証協会、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。また、お客さまが期限利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「管理回収事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（該当ありません）

● 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

① リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されていますが、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。また、一部に市場流動性リスクが内包されており、流動性・換金性の低下にともない、換金ができない、または条件が非常に不利になる可能性があります。

② 自己資本比率告示第 248 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで（自己資本比率告示第 302 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性の分析を行い、担当役員の決議により最終決定することとしております。また、保有している証券化エクスポージャーについては、市場部門において当該証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る情

報を証券会社や出資先等から定期的および適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

③信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引および再証券化取引を用いておりません。

④証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

⑤証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会の「金融商品に関する会計基準」等に準拠しております。

⑥証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。「株式会社格付投資情報センター」、「株式会社日本格付研究所」、「ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク」、「スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス」

● CVAリスクに関する事項（該当ありません）

● オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めてリスクを認識し、評価しております。特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。リスクの計測に関しましては、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等において、報告する態勢を整備しております。

②B Iの算出方法

事業規模指標（B I）＝金利要素（I L D C）＋役務要素（S C）＋金融商品要素（F C）

直近3年間の財務データの平均値を使用してB I（事業規模指標）を計算しています。

③I L Mの算出方法

I L Mの値に「1」を用いる方法を採用しています。

④オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無

（該当ありません）

⑤オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無

（該当ありません）

● 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、A L M管理担当役員に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にA L M委員会へ報告しています。一方、非上場株式、政策投資株式等への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

● 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

A. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っています。

B. リスク管理及びリスク削減の方針

Δ E V E、100 B P V、V a Rを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。将来収入への影響については、Δ N I IやN I Iを用いています。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、A L M委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの検討を行っています。

C. 金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っています。報告は毎月A L M委員会に行っていますが、市況急変時にはA L M委員会を臨時開催し、金利リスク削減の検討を行います。

D. ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）

デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引等）などによる金利削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減します。

②金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔ E V E及びΔ N I I並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

（a）流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は 2.5 年です。
 - (c) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。また、資産または負債に占める割合が 5%未満かつ重要性がないと判断した通貨については計測対象外としています。
 - (f) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）
割引金利にスプレッドは含めていますが、 $\Delta E V E / \Delta N I I$ 計算時にはスプレッド変動は考慮していません。
 - (g) 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用していません。
 - (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
前年度と同様の方法で算出しています。
 - (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性テスト結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しています。
- B. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- (a) 金利ショックに関する説明
1%金利上昇（100BPV）の採用（ $\Delta E V E$ の場合、円金利のショック幅は同じですが、外貨金利の場合にはショック幅は異なります）、VaR を採用しています。
 - (b) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
VaR を用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しています。VaR では金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しています。なお、VaR は統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されています。当金庫では、バックテストの実施や 100BPV 等をストレステストとして用いることでこのような VaR の問題点を解決しています。

(2) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,403	11,071
うち、出資金及び資本剰余金の額	542	541
うち、利益剰余金の額	12,871	10,541
うち、外部流出予定額(△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	107	94
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	107	94
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,510	11,165
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	12	22
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	22
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	226
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	12	23
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	24	272
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	13,485	10,893
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	80,936	78,843
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,306	△ 2,188
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,056	5,432
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	84,992	84,276
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.86	12.92

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(3) 定量的な開示事項

● 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計	80,936	3,237	78,843	3,153
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	82,095	3,283	78,672	3,146
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	179	7	99	3
我が国の政府関係機関向け	344	13	239	9
地方三公社向け	681	27	446	17
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	18,560	742	18,365	734
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,056	122	2,922	116
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（うち特定貸付債権を含む）	24,349	973	23,868	954
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,340	253	5,716	228
トランザクター向け	207	8	205	8
不動産関連向け	15,811	632	16,297	651
自己居住用不動産等向け	5,722	228	5,458	218
賃貸用不動産向け	4,387	175	4,276	171
事業用不動産関連向け	4,972	198	5,862	234
その他不動産関連向け	728	29	699	27
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,400	56	1,374	54
延滞等向け	2,545	101	2,149	85
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	249	9	238	9
取立未済手形	5	0	3	0
信用保証協会等による保証付	529	21	623	24
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	126	5	162	6
上記以外	10,971	438	9,089	363
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	5,761	230	3,646	145
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,665	66	2,079	83
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	434	17	304	12
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー	1,385	55	1,381	55
上記以外のエクスポージャー	1,724	68	1,677	67
②証券化エクスポージャー	859	34	979	39
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	859	34	979	39
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,287	51	1,379	55
ルック・スルー方式	1,287	51	1,379	55
マンドレート方式	—	—	—	—

	蓋然性方式（250％）	—	—	—	—
	蓋然性方式（400％）	—	—	—	—
	フォールバック方式（1250％）	—	—	—	—
	④未決済取引	—	—	—	—
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 3,306	△ 132	△ 2,188	△ 87
	⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		4,056	162	5,432	217
B I		2,704		3,621	
B I C		324		434	
ハ、単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）		84,992	3,399	84,276	3,371

（注）1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4％

（注）2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

（注）3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

（注）4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

（注）5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

（注）6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4％

● 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内		204,361	202,379	89,021	89,575	71,100	62,549	—	—	4,326	3,974
国外		31,099	27,873	—	—	31,099	27,873	—	—	—	—
地域別合計		235,460	230,253	89,021	89,575	102,199	90,423	—	—	4,326	3,974
製造業		21,056	20,287	9,887	9,242	10,983	10,840	—	—	793	846
農業、林業		28	21	27	19	—	—	—	—	—	—
漁業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		752	990	249	486	502	502	—	—	—	—
建設業		8,387	7,774	8,002	7,468	201	101	—	—	502	621
電気、ガス、熱供給、水道業		4,444	4,441	108	99	4,335	4,341	—	—	—	—
情報通信業		2,511	2,134	170	168	2,327	1,952	—	—	—	3
運輸業、郵便業		10,940	9,794	1,983	2,334	8,936	7,444	—	—	41	35
卸売業、小売業		7,365	8,068	4,521	4,715	2,758	3,254	—	—	544	521
金融業、保険業		83,669	87,173	11,512	11,500	35,295	32,310	—	—	—	—
不動産業		26,364	24,330	17,683	17,345	8,597	6,909	—	—	1,376	854
物品賃貸業		4,506	5,034	72	95	4,433	4,938	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		670	925	662	915	—	—	—	—	—	24
宿泊業		495	450	495	450	—	—	—	—	5	5
飲食業		1,594	1,630	1,581	1,615	—	—	—	—	441	428
生活関連サービス業、娯楽業		1,294	1,339	1,279	1,308	—	—	—	—	116	106
教育、学習支援業		114	74	113	73	—	—	—	—	5	5
医療、福祉		1,670	1,815	1,666	1,811	—	—	—	—	—	—
その他のサービス		2,335	2,316	2,300	2,289	—	—	—	—	65	104
国・地方公共団体等		30,852	26,155	6,319	8,324	23,829	17,827	—	—	—	—
個人		22,063	21,009	20,383	19,309	—	—	—	—	433	418
その他		4,340	4,484	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計		235,460	230,253	89,021	89,575	102,199	90,423	—	—	4,326	3,974
1年以下		23,371	19,550	11,299	8,969	6,342	4,517	—	—		
1年超3年以下		31,985	37,003	6,035	6,566	9,032	11,968	—	—		
3年超5年以下		23,271	27,706	7,109	8,013	14,883	17,253	—	—		

5 年超 7 年以下	23,274	18,105	7,580	5,912	15,193	11,175	—	—
7 年超 10 年以下	30,592	33,578	13,648	15,558	16,423	17,519	—	—
10 年超	92,987	81,863	43,146	44,375	40,323	27,988	—	—
期間の定めのないもの	9,977	12,446	200	180	—	—	—	—
残存期間別合計	235,460	230,253	89,021	89,575	102,199	90,423	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

(注) 2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること

(注) 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産及び繰延税金資産が含まれます。

(注) 4. C V A リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(注) 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	100	55	—	100	55
	令和7年度	55	43	—	55	43
個別貸倒引当金	令和6年度	737	729	12	724	729
	令和7年度	729	570	0	729	570
合計	令和6年度	838	785	12	825	785
	令和7年度	785	613	0	785	613

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
製造業	140	181	181	145	12	—	128	181	181	145	46	2
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	106	105	105	107	—	—	106	105	105	107	—	1
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0	—	—
運輸業、郵便業	2	6	6	4	—	—	2	6	6	4	—	—
卸売業、小売業	71	80	80	84	—	—	71	80	80	84	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	272	223	223	108	—	0	272	223	223	108	40	1
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
飲食業	104	102	102	94	0	—	104	102	102	94	9	—
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	1	0	—	—	1	1	1	0	—	2
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	1	0	0	—	—	—	1	0	0	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	35	27	27	25	—	—	35	27	27	25	11	9
合計	737	729	729	570	12	0	724	729	729	570	108	21

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

（注）2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳（単位：百万円）

	令和6年度					
	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	2,413	—	2,413	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行 向け	9,117	—	9,117	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向 け	—	—	—	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	20,240	700	20,240	700	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部 門向け	—	—	—	—	—	0%
国際開発銀行向け	115	—	115	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	1,906	—	1,906	—	179	9%
我が国の政府関係機関向け	4,807	—	4,807	—	344	7%
地方三公社向け	6,211	—	6,211	—	681	11%
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	72,246	—	72,246	—	18,560	26%
第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け	9,289	—	9,289	—	3,056	33%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	0%
法人等向け（特定貸付債権向け を含む）	49,277	1,557	47,581	96	24,349	51%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	0%
中堅中小企業等向け及び個人向 け	12,287	19,311	10,184	848	6,340	57%
トランザクター向け	—	14,810	—	545	207	38%
不動産関連向け	31,878	—	31,323	—	15,811	50%
自己居住用不動産等向け	17,490	—	17,349	—	5,722	33%
賃貸用不動産関連向け	7,740	—	7,546	—	4,387	58%
事業用不動産関連向け	5,408	—	5,214	—	4,972	95%
その他不動産関連向け	1,238	—	1,213	—	728	60%
A D C向け	—	—	—	—	—	0%
劣後債権及びその他資本性証券 等	1,400	—	1,400	—	1,400	100%
延滞等向け（自己居住用不動産 等向けを除く。）	1,979	58	1,938	4	2,545	131%
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	388	—	388	—	249	64%
取立未済手形	28	—	28	—	5	20%
信用保証協会等による保証付	10,694	1,473	10,694	147	529	5%
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	—	—	—	—	—	0%
株式等	126	—	126	—	126	100%
合計					80,936	

（注）1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。

（注）2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(単位：百万円)

	令和7年度					
	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	2,630	—	2,630	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行 向け	10,399	—	10,399	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向 け	—	—	—	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	18,940	—	18,940	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部 門向け	—	—	—	—	—	0%
国際開発銀行向け	115	—	115	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	1,087	—	1,087	—	99	9%
我が国の政府関係機関向け	3,062	—	3,062	—	239	8%
地方三公社向け	4,643	—	4,643	—	446	10%
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	72,357	—	72,357	—	18,365	25%
第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け	8,775	—	8,775	—	2,922	33%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	0%
法人等向け（特定貸付債権向け を含む）	50,778	2,084	49,070	150	23,868	48%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	0%
中堅中小企業等向け及び個人向 け	11,403	19,177	9,660	768	5,716	55%
トランザクター向け	—	15,396	—	538	—	0%
不動産関連向け	32,175	—	31,520	—	16,297	52%
自己居住用不動産等向け	17,005	—	16,869	—	5,458	32%
賃貸用不動産関連向け	7,467	—	7,279	—	4,276	59%
事業用不動産関連向け	6,502	—	6,206	—	5,862	94%
その他不動産関連向け	1,199	—	1,166	—	699	60%
A D C向け	—	—	—	—	—	0%
劣後債権及びその他資本性証券 等	1,099	—	1,099	—	1,374	125%
延滞等向け（自己居住用不動産 等向けを除く。）	1,696	52	1,648	5	2,149	130%
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	379	—	379	—	238	63%
取立未済手形	15	—	15	—	3	20%
信用保証協会等による保証付	10,677	2,147	10,677	214	623	6%
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	—	—	—	—	—	0%
株式等	125	—	125	—	162	130%
合計					78,843	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

(注) 2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（単位：百万円）

	令和6年度											
	資産の額及び与信相当額の合計額（C C F ・信用リスク削減効果適用後）											
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	
現金	2,413	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,117	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	20,940	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	115	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	114	1,791	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	1,362	3,444	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	2,468	—	—	3,743	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	50,518	—	15,707	—	—	—	400	—	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	3,509	—	1,501	—	—	—	100	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	7	—	—	14,726	—	—	—	—	—	200	—	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	—	1,643	892	3,115	7	810	7	1,089	—	
自己居住用不動産向け	—	—	—	1,643	892	2,211	7	—	7	1,089	—	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	903	—	810	—	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	28	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	186	10,655	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	36,726	15,892	—	70,660	892	18,822	7	810	7	1,689	—	

(単位：百万円)

	令和6年度										
	資産の額及び与信相当額の合計額（C C F・信用リスク削減効果適用後）										
	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	3,714	—	200	—	200	—	1,103	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	501	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	19,496	—	—	—	200	1,206	—	7,808	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	545	—	—	—	—	—	10,047	—	—	—	—
トランザクター向け	545	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	2,786	1,641	—	2,204	—	11,007	641	—	—	1,379	—
自己居住用不動産向け	—	1,641	—	—	—	9,790	65	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	2,786	—	—	990	—	—	576	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	1,216	—	—	—	1,379	—
その他不動産関連向け	—	—	—	1,213	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	113	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	3,332	24,966	—	2,404	—	11,408	11,894	1,103	7,808	1,379	—

(単位：百万円)

	令和6年度									
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）									
	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,413
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,117
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,940
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	115
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,906
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,807
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,211
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	401	72,246
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,612
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	4,031	—	—	—	—	—	—	—	—	47,678
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	440	—	—	—	—	—	—	—	—	11,033
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	545
不動産関連向け	—	1,478	2,618	—	—	—	—	—	—	31,323
自己居住用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,349
賃貸用不動産向け	—	1,478	—	—	—	—	—	—	—	7,546
事業用不動産関連向け	—	—	2,618	—	—	—	—	—	—	5,214
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,213
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	1,400	—	—	—	1,400
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	392	—	—	—	—	1,437	—	—	—	1,943
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	388	—	—	—	—	—	—	—	—	388
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,842
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	126	—	—	126
合計	5,253	1,478	2,618	—	—	2,837	126	—	401	222,524

(単位：百万円)

	令和7年度											
	資産の額及び与信相当額の合計額（C C F ・ 信用リスク削減効果適用後）											
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	
現金	2,630	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,399	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	18,940	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	115	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	90	996	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	671	2,391	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	2,412	—	—	2,230	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,011	—	—	50,299	—	13,327	—	—	—	300	—	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	3,506	—	1,500	—	—	—	100	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	8	—	—	18,866	—	—	—	—	—	—	—	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	3,665	—	—	—	—	—	—	—	
トランザクター向け	—	—	—	145	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	13	—	9,386	538	1,909	8	983	3	601	—	
自己居住用不動産向け	—	11	—	9,386	538	1,171	8	—	3	601	—	
賃貸用不動産向け	—	2	—	—	—	738	—	983	—	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	43	—	—	—	—	—	—	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	5	—	95	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	15	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	126	10,765	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	37,406	14,172	—	84,604	538	15,237	8	983	3	902	—	

(単位：百万円)

	令和7年度										
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）										
	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	4,713	—	—	—	—	—	1,303	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	501	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	17,768	—	—	—	200	905	—	7,200	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	392	116	—	—	—	—	6,024	—	—	—	—
トランザクター向け	392	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	2,617	3,769	—	2,049	—	3,020	527	—	—	1,510	—
自己居住用不動産向け	—	3,769	—	—	—	1,364	12	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	2,617	—	—	883	—	—	515	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	1,655	—	—	—	1,510	—
その他不動産関連向け	—	—	—	1,166	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	157	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	119	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	3,010	26,645	—	2,049	—	3,220	7,457	1,303	7,200	1,510	—

(単位：百万円)

	令和7年度									
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）									
	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,630
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,399
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,940
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	115
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,087
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,062
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,643
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	401	72,357
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,608
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	4,270	—	—	—	—	—	—	—	—	49,220
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	229	—	—	—	—	—	—	—	—	10,429
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	538
不動産関連向け	—	1,538	3,039	—	—	—	—	—	—	31,520
自己居住用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,869
賃貸用不動産向け	—	1,538	—	—	—	—	—	—	—	7,279
事業用不動産関連向け	—	—	3,039	—	—	—	—	—	—	6,206
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,166
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	1,099	—	—	—	1,099
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	232	—	—	—	—	1,219	—	—	—	1,654
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	159	—	—	—	—	—	—	—	—	379
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,891
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	125	—	—	125
合計	4,892	1,538	3,039	—	—	2,318	125	—	401	218,573

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等（単位：百万円、％）

令和 6 年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額（CCF・信用 リスク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	153,275	4,495	10%	154,206
40%～70%	37,241	13,297	10%	37,464
75%	10,331	3,608	10%	8,549
80%	1,103	—	0%	1,103
85%	8,858	334	18%	7,767
90%～100%	6,701	1,352	10%	6,032
105%～130%	4,267	—	0%	4,096
150%	2,813	12	10%	2,776
250%	126	—	0%	126
400%	—	—	0%	—
1,250%	—	—	0%	—
その他	401	—	0%	401
合計	225,120	23,100	10%	222,524

（単位：百万円、％）

令和 7 年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額（CCF・信用 リスク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	152,646	4,350	10%	152,954
40%～70%	35,675	13,940	10%	35,828
75%	9,044	2,903	10%	7,457
80%	1,303	—	0%	1,303
85%	8,256	614	12%	7,200
90%～100%	6,988	1,648	10%	6,403
105%～130%	4,779	—	0%	4,578
150%	2,365	4	10%	2,318
250%	125	—	0%	125
400%	—	—	0%	—
1,250%	—	—	0%	—
その他	401	—	0%	401
合計	221,587	23,462	10%	218,573

（注）1. 「CCFの加重平均値（％）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（単位：百万円）

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,831	1,746	30,348	31,858	—	—

（注）1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（該当ありません）

● 証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターの場合（該当ありません）

投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）（単位：百万円）

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
証券化エクスポージャーの額	2,463	—	2,964	—
（i）カードローン	500	—	500	—
（ii）住宅ローン	—	—	—	—
（iii）自動車ローン	466	—	711	—
（iv）その他	1,496	—	1,753	—

再証券化エクスポージャー（該当ありません）

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分 （％）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	オン・バ ランス取 引	オフ・バ ランス取 引	オン・バ ランス取 引	オフ・バ ランス取 引	オン・バ ランス取 引	オフ・バ ランス取 引	オン・バ ランス取 引	オフ・バ ランス取 引
0％～ 15％未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15％～ 50％未満	1,962	—	2,964	—	21	—	39	—
50％～ 100％未満	500	—	—	—	12	—	—	—
100％～ 250％未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250％～ 400％未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400％～1250％未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250％	—	—	—	—	—	—	—	—
（i）カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
（ii）住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
（iii）自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
（iv）その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,463	—	2,964	—	34	—	39	—

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4％

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

（注）2. 「1250％」欄の（i）～（iv）は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

再証券化エクスポージャー（該当ありません）

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無（該当ありません）

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等（単位：百万円）

区分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,052	1,052	1,202	1,202
非上場株式等	1,258	1,258	1,257	1,257
合計	2,310	2,310	2,460	2,460

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	0

（注）1. 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
評価損益	220	365

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
評価損益	—	—

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,848	2,144
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

● 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

I R R B B 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,676	8,798	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	72	36
3	スティープ化	5,203	7,058		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,676	8,798	72	36
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,893		13,485	

（注）1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

二．次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) 有価証券

売買目的有価証券（該当ありません）

満期保有目的の債券（単位：百万円）

	種類	令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—	2,430	2,195	△ 235
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	340	331	△ 8	190	180	△ 9
	その他	—	—	—	1,000	955	△ 44
	小計	340	331	△ 8	3,620	3,331	△ 289
合計		340	331	△ 8	3,620	3,331	△ 289

（注） 1．時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

（注） 2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（該当ありません）

その他有価証券（単位：百万円）

	種類	令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	株式	314	109	205	472	108	364
	債券	222	221	1	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	222	221	1	—	—	—
	その他	3,096	3,044	52	870	854	15
	小計	3,634	3,375	258	1,342	963	379
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	59,286	64,859	△ 5,573	46,701	52,532	△ 5,830
	国債	5,509	6,506	△ 996	2,276	2,702	△ 426
	地方債	12,765	13,798	△ 1,033	9,456	10,496	△ 1,039
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	41,011	44,554	△ 3,543	34,968	39,333	△ 4,364
	その他	27,742	30,543	△ 2,800	24,450	27,823	△ 3,372
	小計	87,028	95,403	△ 8,374	71,152	80,355	△ 9,203
合計		90,663	98,779	△ 8,116	72,495	81,319	△ 8,823

（注） 1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

（注） 2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

（注） 3．市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金（単位：百万円）

	令和 6 年度	令和 7 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	15	15
組合出資金	487	484
合計	503	499

（２）金銭の信託

運用目的の金銭の信託（該当ありません）

満期保有目的の金銭の信託（該当ありません）

その他の金銭の信託（該当ありません）

（３）第１０２条第１項第５号に掲げる取引（該当ありません）

ホ．貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金内訳（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和６年度	100	55	—	100	55
	令和７年度	55	43	—	55	43
個別貸倒引当金	令和６年度	737	729	12	724	729
	令和７年度	729	570	0	729	570
合計	令和６年度	838	785	12	825	785
	令和７年度	785	613	0	785	613

ヘ．貸出金償却の額

貸出金償却（単位：千円）

	令和６年度	令和７年度
貸出金償却	108,563	21,920

ト．会計監査人による監査

令和８年６月１９日開催の第８２回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第３８条の２第３項の規定に基づき、五十嵐朗公認会計士事務所 公認会計士五十嵐朗氏の監査を受けております。

確認書

令和７年度決算における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という）の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和８年６月２２日
長岡信用金庫 理事長 山田 敬司

6. 報酬等の状況

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法、b. 支払手段、c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	91

(注) 1. 対象役員に該当する理事7名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

(注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」74百万円、「退職慰労金」16百万円となっております。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注) 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和7年度においては該当する会社はありませんでした。

(注) 3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注) 4. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主な商品・手数料（令和8年6月30日現在）

普通預金・総合口座

商品名（愛称）	特色	お預入期間	お預入額
当座預金	安全で便利な小切手によるお取引ができます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	自由に出し入れができ、給与や年金、配当金等の自動受取に便利です。また、公共料金の自動支払等や、キャッシュカードによる出し入れもできます。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通預金	預金保険制度による全額保護されるための要件（利息がつかない、いつでも引き出せる、各種自動支払に利用できる）を満たすため、全額保護されます。普通預金同様、公共料金等の自動支払いや給与・年金等の自動受取ができます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	お預入残高により、5階層の金利が設定されています。普通預金同様、キャッシュカードで自由に出し入れができます。ただし、自動受取（給与・年金等）、自動支払（公共料金・クレジットカード等）はできません。個人のみ対象の預金です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金を7日以上の一時的な期間預け入れる場合に有利な預金です。お引き出しの2日前までにご連絡いただく必要があります。	7日以上	5,000円以上
納税準備預金	納税に備えるための預金です。お引き出しは原則として納税に限られます。	入金自由、引き出しは原則納税時	1円以上
しんきん定期性総合口座	普通預金と定期預金が入る通帳にまとめてあり、各種サービスと自動融資（定期預金残高の90%以内で最高300万円まで）がご利用になれます。個人専用の預金です。 ※本商品は、「普通預金」「定期預金」「定期積金」「当座貸越」の複合商品となっております。	出し入れ自由	1円以上
しんきん決済用定期性総合口座	普通預金と定期預金が入る通帳にまとめてあり、各種サービスと自動融資（定期預金残高の90%以内で最高300万円まで）がご利用になれます。個人専用の預金です。 ※本商品は、「決済用普通預金」「定期預金」「定期積金」「当座貸越」の複合商品となっております。	出し入れ自由	1円以上
後見支援預金	後見支援預金とは、後見人が裁判所の「指示書」によって利用できる普通預金であり、被後見人のご預金のうち日常的に使用する金銭は後見人自身が管理し、残額は後見支援預金として、家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき別口座で管理いたします。	出し入れ自由	1円以上

定期預金

商品名（愛称）	特色	お預入期間	お預入額
スーパー定期〔単利型〕	大切な資金を有利に増やす定期預金です。期間は1ヵ月から5年まであり、お預け入れ時の利率が満期日まで適用され、安全確実です。	1ヵ月以上5年以内	500円以上
スーパー定期〔複利型〕	大切な資金を有利に増やす定期預金です。期間は3年から5年まであり、お預け入れ時の利率が満期日まで適用され、安全確実です。	3年以上5年以内	500円以上
大口定期	まとまった資金を最も有利に運用いただける預金です。金利は金融市場の金利動向を考慮して設定されます。	1ヵ月以上5年以内	1千万円以上
期日指定定期預金（輝）	1年複利の有利で便利な定期預金です。お預け入れの1年後からは、1ヵ月前のご連絡で自由に満期日をご指定いただけて、ご預金の一部をお引き出しいただくこともできます。	最長3年 （据置期間1年）	500円以上 300万円未満
変動金利定期預金〔単利型〕	市場金利の動向に応じて、6ヵ月毎に金利が変更される預金です。同じ預入金額階層の大口定期・スーパー定期の6ヵ月ものを指標金利として変更されます。	1年以上3年以内	500円以上
変動金利定期預金〔複利型〕	市場金利の動向に応じて、6ヵ月毎に金利が変更される預金です。同じ預入金額階層の大口定期・スーパー定期の6ヵ月ものを指標金利として変更されます。	3年	500円以上
積立定期預金	毎月のお積立は期日指定定期預金で運用されます。（ボーナスも預け入れできます。）	15ヵ月以上15年以内	1回の積立金額 500円以上
しんきん福祉定期預金「まごころ」	障害基礎年金等の支給を受けている方に限りご利用いただける期間1年の定期預金で金利がお得な預金です。	1年	500円以上 300万円以下
しんきん年金定期	当金庫で年金をお受け取りの方、または新規でお受け取りの手続きをされた方に限りご利用いただける期間1年の定期預金で金利がお得な預金です。	1年	500円以上 500万円以下

定期積金

商品名（愛称）	特色	お預入期間	お預入額
定期積金（スーパー積金）	ライフサイクルによる生活設計や事業計画に合わせて、いざという時の備えまたは資産形成のために最適です。目標式と定額式の2種類があります。	6ヵ月以上5年以下	1回の積立金額 1,000円以上
定期積金（給振積金「おとく」）	給与振込指定口座をお持ちの個人の方に限りご利用いただける金利優遇の積金です。	3年	1回の積立金額 10,000円以上 50,000円以下
保障付定期積金「しんきんセーフティ積金」	満期契約金額と積立額の差額を万一の事故の場合保障する交通事故傷害保険付の積金です。（保険料は当金庫が負担いたします）	3年以上5年以下	1回の積立金額 10,000円以上
消費税専用定期積金〔納め上手！！〕	消費税専用の金利優遇の積金です。ご契約の方は「消費税特別融資」をご利用することができます。	6ヵ月以上1年以下	1回の積立金額 10,000円以上

商品名（愛称）	特色	お預入期間	お預入額
定期積金「子育て応援積金」	お子様を扶養する保護者の方にご利用いただける積金です。目的に合わせて掛込回数を36回から60回まで自由に選択することができます。	3年以上5年以下	1回の積立金額 10,000円以上
年金受給者専用積金「なないろ積金」	当金庫で年金受給をされている方、もしくは受給手続きをされた方に限りご利用いただける積金です。	3年・4年・5年	1回の積立金額 10,000円以上 50,000円以下
定期積金「職域サポート積金」	当金庫と職域サポート契約を締結いただいた事業所・各種団体等にお勤めの方（代表者、役員、社員、パート・アルバイト等非正規社員の方を含む）がご利用いただける積金です。	3年・5年	5,000円以上 （1,000円単位）
定期積金「子育てサポート積金」	「パパ・ママ子育て応援プラス」の認定企業の従業員の方で、18歳以下のお子様を扶養される保護者の方がご利用いただける積金です。	3年・5年	5,000円以上 （1,000円単位）

財形預金

商品名（愛称）	特色
一般財形預金	給与や賞与からの天引きを通じて財産づくりができる有利な預金です。お使いみちは自由です。
財形住宅預金	給与や賞与からの天引きを通じて住宅の取得や増改築のための資金を積み立てることを目的とした預金です。財形年金預金と合わせて550万円までの非課税の特典があります。
財形年金預金	給与や賞与からの天引きを通じて退職後の豊かな生活を送るための財産づくりに最適な年金型の預金です。財形住宅預金と合わせて550万円までの非課税の特典があります。

住宅ローン

商品名（愛称）	特色	ご融資期間	ご融資限度額
しんきん保証基金保証付住宅ローン	収入によってご融資金額や返済比率が決まる、無理なく利用できる住宅ローンです。新築からリフォーム、土地購入まで、幅広い用途でご利用いただけます。	50年以内	2億円
しんきん住宅ローン「住みいるいちばんネクストV」（全国保証（株）保証）	病気やケガで働けない時や失業時に保険金が支払われる、手厚い補償がプラスできる住宅ローンです。新築からリフォーム、土地購入まで、幅広い用途でご利用いただけます。	50年以内	2億円
しんきん住宅ローン「住みいるアシスト」（全国保証（株）保証）	住宅ローンの借り換えや、リフォームに活用できるローンです。保証人不要・担保不要なので、気兼ねなくご利用いただけます。	20年以内	1,000万円
しんきん住宅ローン「住みいるいちばんセレクト」（全国保証（株）保証）	住宅ローンの借り換えと、借り換えと同時に行うリフォームや設備に活用できるローンです。保証人不要・担保不要なので、気兼ねなくご利用いただけます。	20年以内	1,500万円
無担保住宅ローン「あおぞらエール」	保証人不要・担保不要で、気兼ねなくご利用いただける住宅ローンです。新築からリフォーム、土地購入、借り換えまで、住宅に関する幅広い用途に対応しています。所定の条件に当てはまる方はプライムプランをご利用いただけます。	25年以内	2,000万円
住宅サポートローン	これから当金庫の住宅ローンをご利用になるお客さま向けのローンです。住宅ローンに関する費用以外にも当金庫のローンや他金融機関でご利用中のローンがおまとめできます。	50年以内	500万円
住宅サポートローンワイド	当金庫の住宅ローンをご利用中のお客さま向けのローンです。住宅購入後のライフイベントにおけるさまざまな資金ニーズにご利用いただけます。	20年以内	500万円

教育ローン

商品名（愛称）	特色	ご融資期間	ご融資限度額
教育ローン・教育ローンプライム	学校納付金（入学金・授業料・寄付金等）のほか、就学に関わる書籍や引越にも活用できるローン。返済計画が立てやすい固定金利型です。インターネットからお申込みの方等、所定の条件に当てはまる方はプライムプランをご利用いただけます。	16年以内	1,000万円
しんきん教育カードローン「夢応援」	就学に関わるすべての費用に活用できるカードローン。お子様の在学中は、限度額の範囲内で繰り返しお借入れが可能です。卒業時に証書貸付に切り替わり、分割返済となります。	5年以内（証書貸付への切り替え後は10年以内）	500万円

マイカーローン

商品名（愛称）	特色	ご融資期間	ご融資限度額
しんきんカーライフプラン・カーライフプランプライム	自家用車や二輪車の購入資金のほか、車検費用や免許取得費用などにもご利用いただけます。インターネットからお申込みの方等、所定の条件に当てはまる方はプライムプランをご利用いただけます。	15年以内	1,000万円

カードローン・フリーローン

商品名（愛称）	特色	ご融資期間	ご融資限度額
しんきんカードローン	お使いみちが自由なカードローン。融資限度額まで、いつでもATMからお借入れが可能です。保証人・担保不要で気兼ねなくご利用いただけます。	2年間（2年ごとに更新）	10万円～100万円（10万円単位）
しんきんきやっする900カードローン	お使いみちが自由なカードローン。融資限度額まで、いつでもATMからお借入れが可能です。主婦・パート・アルバイト・年金受給者の方でもご利用いただけます。	5年間（自動更新）	900万円
しんきんシルバーきやっするカードローン	満60歳以上69歳以下で、年金を受給されている方向けのカードローンです。融資限度額まで、いつでもATMからお借入れが可能です。	5年間（自動更新）	50万円
しんきんスピードローン	お使いみちが自由なフリーローン。個人消費資金のほか、事業性資金にも活用できます。主婦・パート・アルバイト・年金受給者の方にもご利用いただけます。	15年以内	1,000万円
スーパーフリーローン	お使いみちが自由なフリーローン。主婦・パート・アルバイト・年金受給者の方でもご利用いただけます。	10年以内	1,000万円
ときめきローン	お使いみちが自由なフリーローン。個人消費資金のほか、事業性資金やおまとめ資金にも活用できます。	10年以内	500万円

職域サポートローン

商品名（愛称）	特色	ご融資期間	ご融資限度額
職域サポートローン	当金庫と「職域サポート契約」を締結いただいた事業所にお勤めの方向けのローンです。通常のフリーローンよりもおトクな金利でご利用いただけます。正社員の方だけでなく、パート・アルバイト等の非正規社員の方もお申込いただけます。自動車の購入や修理、住宅の購入やリフォーム、就学に関わる資金など、幅広い用途に活用できます。24時間いつでもインターネットで仮審査・契約ができます。来店不要なので、ご自宅でゆっくりご検討ください。	3ヶ月以上15年以内	1,000万円

その他のローン

商品名（愛称）	特色	ご融資期間	ご融資限度額
福祉プラン	介護用機器の購入や、老人ホームの入居一時金などにご利用いただけます。お申込みされた方のご親族の介護費用のためのローンです。	10年以内	500万円
シニアライフローン	満60歳以上で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方向けのローンです。リフォームや自動車の購入、旅行など、幅広い用途でご利用いただけます。	10年以内	100万円
くらしのローン	生活を営むための資金としてご利用いただけるローンです。返済計画が立てやすい固定金利型です。	10年以内	500万円

事業資金

商品名（愛称）	特色	ご融資期間	ご融資限度額
手形割引	一般商業手形の割引をいたします。		
手形貸付	仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。		
証書貸付	設備資金など長期の資金をご融資いたします。		
当座貸越	約定金額まで当座決済資金をご融資いたします。		
消費税特別融資	消費税専用積金「納め上手」の加入者に、消費税納付資金をご融資いたします。	1年以内	500万円以内
スーパーローンⅡ	店舗工場の新築などの事業資金、住宅、アパートなどの個人財産形成資金等幅広い用途にご利用いただける長期、大型のローンです。	35年以内	1億円以内
大型オーナーズローンⅡ	事業資金の必要なお客様に一定の枠内で繰返しご利用いただける大型のローンです。	2年毎の更新契約	1億円以内
オーナーズローンⅡ	事業資金の必要なお客様に一定の枠内で繰返しご利用いただけるローンです。	2年毎の更新契約	1,000万円以内
各種制度融資	当金庫では、新潟県、長岡市、見附市、南魚沼市、小千谷市などの有利な制度資金を取扱いしております。		
代理業務貸付	住宅金融支援機構、（独）福祉医療機構、年金積立金管理運用（独）、日本政策金融公庫、信金中央金庫などのご融資のお取扱いは当金庫の窓口をご利用下さい。		

その他

クレジットカード	「しんきんカード」をはじめ、各種カードの紹介が可能です。
リースのご案内	しんきんリース(株)が提供する機械設備や自動車などのリースの紹介が可能です。

詳しくはお近くの長岡信用金庫の窓口にてお問い合わせください。

主な手数料（税込）

振込手数料

			3 万円未満		3 万円以上	
			会員	会員外	会員	会員外
窓口扱	他行あて電信振込		660 円		880 円	
	当金庫あて		220 円		440 円	
	他行あて文書振込※1		660 円		880 円	
A T M扱	他行あて 電信振込	現金扱	440 円		660 円	
		キャッシュカード	275 円		440 円	
	当金庫あて	現金扱	110 円		330 円	
		キャッシュカード	55 円	110 円	220 円	275 円
法人インターネット テレホンバンキング	他行あて電信振込		275 円		440 円	
	当金庫 本支店あて		55 円	110 円	220 円	275 円
テレサービス(H B ・ F B)	当金庫 同一店内他の口座あて		無料		無料	
個人インターネット	他行あて電信振込		275 円		440 円	
	当金庫あて		無料		無料	
為替自動振込	他行あて電信振込		550 円		770 円	
	当金庫あて		165 円	220 円	330 円	440 円

※ A T Mによる振込は、平日 8：00～8：45 および 18：00 以降、土曜日は 14：00 以降、日曜、祝日にご利用の場合は、振込手数料とは別に、1 件につき 110 円の時間外手数料がかかります。

※1.振込において文書扱いは取り扱っておりません。ただし、付帯物件付および税金は除きます。

出資会員割引

割引対象取引（当金庫あて振込取引に適用されます）	手数料額	割引後手数料
A T M利用振込（現金扱いは除きます）	110 円	55 円
法人インターネットバンキング利用振込	220 円	165 円
テレホンバンキング利用振込	275 円	220 円
ホーム、ファームバンキング（H B / F B）利用振込、自動振込	440 円	330 円

代金取立手形手数料

取立手数料	電子交換所	当金庫あて	同一店内 ※1	小切手	無料
				割引手形、担保手形、 代金取立手形	1 件につき 220 円
			本支店間	割引手形、担保手形、 代金取立手形、小切手	1 件につき 220 円
			他行あて	割引手形、担保手形、 代金取立手形、小切手	1 件につき 440 円
個別取立 ※2					1 件につき 1,100 円
不渡手形返却料					1 件につき 1,100 円
取立手形組戻料					1 件につき 1,100 円

※1.小切手については、支払場所と受入店が同一の場合は無料となります。ただし、支払場所と受入店が異なる場合でも、同一建物内であれば、同一店（無料）としてお取扱いたします。

※2.電子交換所に参加しない金融機関への取立の場合等、郵送で取立を行うものです。

アンサー基本手数料

	月間基本手数料（1 口座につき）
アンサーサービス（テレサービス（H B ・ F B）、法人インターネットバンキングサービスを含む）	1,100 円
個人インターネットバンキングサービス	110 円 （令和 9 年 3 月 31 日までは無料） 出資会員 無料 ワンタイムパスワード利用料 無料

両替手数料

両替枚数	金額
1 枚以上 10 枚以下	無料
11 枚以上 500 枚以下	330 円
501 枚以上 1,000 枚以下	660 円
1,001 枚以上 2,000 枚以下	1,320 円
2,001 枚以上	1,000 枚毎に 660 円加算

※ 両替枚数は、お客様の「ご持参現金の合計枚数」と「ご希望金種の受取枚数」のいずれか多いほうの枚数とさせていただきます。

※ 現金による払い戻し時に金種を指定される場合、「払い戻し枚数から、一万円札を除いた枚数」に応じ、両替と同種の手数料を適用させていただきます。

※ 同日に複数回に分けて両替した場合は、合算した枚数に応じた手数料とさせていただきます。

※ 汚損した現金の交換につきましては、無料とさせていただきます。

※ 旧紙幣・旧硬貨・記念硬貨の両替についてはお取扱いたしません。

長岡信用金庫のあゆみ

沿革

明治	42 年	有限責任 同志信用組合 設立
	42 年	有限責任 千手町信用組合 設立
	43 年	有限責任 長岡信用組合 設立 【 創業 】
	45 年	有限責任 草生津信用購買組合 設立
	16 年	有限責任 長岡市合同信用組合 設立
昭和	20 年	長岡市内の 5 信用組合大同合併により長岡市信用組合の設立
	20 年	本所 移転（長岡市本町 1 丁目 214 番地）
	21 年	本所 移転新築（長岡市表町 1 丁目 396 番地甲乙）
	25 年	長岡信用組合に改組
	26 年	長岡信用金庫に改組
	30 年	台町支店 開設
	34 年	全国信用金庫連合会の代理業務取扱開始
	36 年	本店 移転新築（長岡市表町 1 丁目 385 番地）
	38 年	新町支店 開設
	42 年	大島支店 開設
	46 年	六日町支店 開設
	47 年	預金量 100 億円 達成
	48 年	川崎支店 開設
	50 年	本店 移転新築（長岡市大手通 2 丁目 4 番地 7）
	50 年	預金量 200 億円 達成
	50 年	日本銀行と当座預金取引開始
	51 年	宮内支店 開設
	51 年	日本銀行と歳入代理店契約締結
	53 年	預金量 300 億円 達成
	55 年	中島支店 開設
	55 年	土合支店 開設
	55 年	栃尾信用金庫と合併
平成		栃尾支店 開設 （栃尾信用金庫 本店）
		関東町支店 開設（栃尾信用金庫 長岡支店）
		見附支店 開設 （栃尾信用金庫 見附支店）
	57 年	預金量 700 億円 達成
	58 年	美園支店 開設
	63 年	江陽支店 開設
	2 年	預金量 1,000 億円 達成
	5 年	宝支店 開設
	7 年	創業 85 年・大同合併 50 周年
	9 年	小千谷支店 開設
	15 年	預金量 1,500 億円 達成
	19 年	千手支店移転新築
令和	22 年	創業 100 周年
	22 年	預金量 2,000 億円 達成
	24 年	栃尾支店移転新築
	2 年	創業 110 周年
	3 年	宮内支店移転新築



昭和 26 年頃の本店



昭和 36 年頃の本店



現在の本店